

全国装蹄競技大会規則

第1章 総則

第1条 全国装蹄競技大会（以下「大会」という。）は、装蹄技術の向上を図り、馬の能力の増進に資することを目的とする。

第2条 大会は、日本装蹄師会（以下「本会」という。）が主催し、農林水産祭参加行事として実施する。

第3条 大会は、原則として、毎年10月中旬の2日間にわたり、本会会長が指定した場所において行う。

第2章 選手

第4条 大会に出場する選手は、認定装蹄師に限るものとし、原則として、本会の正会員である地方会（以下「地方会」という。）の構成員であって、地区の予選競技大会において優秀な成績を収めて、地方会会長またはこれに準ずる者に推薦された者および本大会の優勝経験者とする。

2 出場する選手数は各地区からの推薦出場選手数を原則として地方会会長推薦者30名以内、本大会優勝経験者10名以内、計40名以内とし、これを超えるときは、本会会長が調整し決定する。ただし、本大会優勝経験者の出場が10名に満たないときは、本会会長が地方会会長推薦者枠を調整拡大して、その欠員数を割り当てることができる。

3 出場の決定を受けた選手は、大会参加費として、別に定める金額をすみやかに本会会長に納入するものとする。

4 各地区からの推薦出場選手数は、別にこれを定める。

第5条 地方会会長またはこれに準ずる者は、別記様式の大会出場選手推薦名簿および出場を希望する本大会優勝経験者名簿を、9月末日までに本会会長に提出する。

第3章 競技

第6条 競技は、造鉄、装蹄および装蹄判断の3競技について行い、その細部は大会競技規程にこれを定める。

第4章 審査および褒賞

第7条 審査委員長および審査副委員長は、学識経験のある者から適任者を選任し、審査委員は、大会の優勝経験者から本会会長が別に定める方法により選任して、本会会長が委嘱する。なお、大会当日審査委員に欠員が生じた場合、本会委嘱の競技委員の内から本会会長が任命することができる。

第8条 審査に関する細部の事項は、大会審査規程にこれを定める。

第9条 審査の結果、総合成績の上位6名に対し、本会会長から、褒状および褒賞を授与し、最優秀者には農林水産大臣賞、優秀者には生産局長賞を授与する。

- 2 種目別に、その最優秀者に対しては、本会会長から褒状および褒賞を授与する。
- 3 造鉄競技の最優秀蹄鉄は本会に帰属し、展示顕彰する。

第10条 審査、褒賞に対しては、異議を申し立てることはできない。

第11条 褒賞を受けた者について、爾後に、不正行為または錯誤を発見したときは、本会会長は、褒賞を取り消すことができる。

第5章 組織

第12条 大会に次の役員を置く。

- (1) 大会会長 1名
- (2) 大会副会長 1名
- (3) 総務委員 委員長および副委員長各1名
委員若干名
- (4) 競技委員 委員長および副委員長各1名
委員若干名
- (5) 審査委員 委員長および副委員長各1名
委員3名

- 2 前項の各委員の事務を補佐するため、大会職員として委員助手および事務員各若干名を置くことができる。

第13条 大会会長は、大会業務を掌握する。

- 2 大会副会長は、大会会長を補佐し、大会会長に事故があるときは、これを代行する。
- 3 各委員長は、所掌の業務を掌握する。

第14条 総務委員は、大会の開催準備、会場の運営、経理事務の実施、大会行事の運営、会場の秩序維持、その他の庶務に従事する。

第15条 競技委員は、競技の準備、競技場の管理および競技の進行を大会競技規程に従って処理する。

第16条 審査委員は、審査業務を大会審査規程に従って処理する。

第17条 大会会長は、本会会長がこれに当たる。

- 2 大会副会長は、本会会長が委嘱する。
- 3 各委員長および委員は、本会会長が任命または委嘱する。
- 4 大会職員は、本会会長が命ずる。

第18条 大会に、顧問および参与を置くことができる。

- 2 前項の顧問および参与は、本会会長が委嘱する。

第6章 経費

第19条 大会の開催に要する経費は、選手の出場に要する経費の一部を除き、本会が負担する。

第7章 観覧

第20条 競技は、指定した場所において観覧に供する。

第21条 観覧中秩序を乱すおそれがあると認められる者については、観覧を拒絶することができる。

第22条 観覧者は、競技の進行を妨害し、または選手の競技中の作業を幫助してはならない。

第23条 観覧者は、会場内に畜類を引き入れ、または馬の恐怖する品物を携行してはならない。

第8章 その他

第24条 出場選手に不正もしくは品位を欠く行為があったときは、競技への参加停止を命じ、選手資格を取り消すことができる。

第25条 大会の会務執行上必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

(中略)

附 則

この改正は、平成23年6月1日から施行する。

別記様式 省略